

議 第 2 1 号 議 案

小中学校教員の抜本的増員を求める意見書の提出について
小中学校教員の抜本的増員を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則
第13条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 須 崎 悦 子

賛成者 同 根 岸 操

同 今 成 優 太

提 案 理 由

小中学校教員の抜本的増員を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき
埼玉県及び埼玉県教育委員会に対して提出するため、この案を提出します。

小中学校教員の抜本的増員を求める意見書

全国で教員不足が深刻化し、年度当初から教員定数を充足できない「未配置」や、病気・出産・育児などによる休職者や中途退職者などの欠員補充ができない「未補充」が大きな問題となっている。この問題は、富士見市だけでなく、埼玉県内の小中学校でも未配置・未補充が発生している。

教員不足の原因の一つは、志願者数が減少していることだが、その背景には長時間労働など教員の労働条件の厳しさがある。

また、埼玉県では本来正規採用教員を充てるべきところに、臨時的任用教員を充てている事例が多く見られることも、未配置・未補充の問題を深刻化させる要因となっている。

現在、小学校1年生～5年生の学級編制標準は35人以下となっているが、教員不足のために36～40人の学級編制を容認する「弾力的運用」を打ち出している県が現れている。埼玉県でも教員不足がさらに進行すれば、同様の事態に追い込まれかねないと懸念している。子どもの教育条件を確保するためにも、教員の抜本的増員が不可欠である。

よって、富士見市議会は、埼玉県及び埼玉県教育委員会に対し、下記の対応を図るよう強く求める。

記

- 1 教員の未配置・未補充を速やかに解消すること。
- 2 小中学校教員の採用数を増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

埼玉県知事 様
埼玉県教育委員会教育長 様